

規制改革第6次提案 2次回答

Table with 16 columns: 該当法令, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), その他, 再検討要請, 措置の分類, 措置の内容, 管理コード, 所管省庁, 要望事項(事項名), 要望主体管理番号, 要望事項管理番号, 分割番号, グループ化番号, 要望主体名, 要望事項番号, 要望種別(規改革A/B), 要望事項(事項名), 具体的要望内容, 具体的事業の実施内容, 要望理由, 根拠法令等, その他(特記事項). The table contains detailed regulatory reform proposals across various sectors like water, waste, and accounting.

規制改革第6次提案 2次回答

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号/A	要望種別(規制改革A/B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
水質汚濁防止法(下水道法)	水質汚濁防止法における排水規制は、環境省でナショナルメニューとして全国一律で最低限の排水基準値を定めているが、自然的、社会的条件により環境基準の達成度が十分でない地域においては、地域の事情に応じてより厳しい排水基準値を定めることができることとなっている。環境省が定めている排水基準では1日の平均排出水量が50m3未満の工場、事業場においては、BOD等の生活環境項目の排水基準値を適用しないこととなっているが、現状においても、自然的、社会的条件により環境基準の達成度が十分でない地域においては、地域の事情に応じて都道府県がより厳しい排水基準値を定めることができることとなっている。	d			要望者から下記のとおり意見が提出されており、意見を踏まえて、再検討願いたい。 グリストラップの設置義務は回答どおりあります。しかしながら運用に問題があります。実質的には機能していないのが現状です。従って殆どの飲食店ではグリストラップの管理が不十分で、油の垂れ流し状況が現在も続いています。本来食品衛生法は日々の管理手法として、流入する食品残さは毎日捨てましょう。槽内に溜まる油は一週間に一回は搾り取りましょう。槽内の汚れや汚泥が溜まって機能を妨げる様になれば適時清掃を行いましょう。と定められています。その法令を遵守する事により環境の破壊は防げるはずですが、群馬県の様名連地域では水道使用量の50立方メートルを10立方メートルに下げ、排出水のBODを600mg/Lを25mg/Lに厳しく、その他PHやSS等も厳しくする上、集め排出基準を行っている地域もあります。上記規制を遵守し達成する為には設備的に適切な容量、容積が必要です。そして基準としては日本建築工業会やHASSなどでも多種・多態・多階級に応じた排水処理設備としてグリストラップの設置基準となる指針を発表しています。その法令や設備的基準値を遵守する事によりグリストラップは本来の機能をとり戻し、腐敗し悪臭を放出する事無く、油脂肪を貯溜する事が出来ます。そしてその油脂肪は動植物油ですから再資源化が可能となる訳です。グリストラップは流入する残さや貯溜する廃油を産業廃棄物として取り扱う措置がなされました。食品衛生法による取り扱いは法令を遵守する事により、毎日の清掃によって取り出す残さは生ゴミです。腐敗を防止したグリストラップに貯溜出来る油脂肪は再資源化が可能となります。産業廃棄物の減量化が叫ばれている現在、グリストラップの徹底した管理は産業廃棄物の減量化に役立ち、再資源化した油脂肪は焼却場の燃料補助剤としても有効な資源となります。飲食店事業者の排水に関しての負担を少な(する事は当然なる責務と考えます。飲食店事業者の組合(ジャパンフードサービス協会)の生産部会も積極的に取り組む姿勢を示しています。こんなに実情が酷くても取り組めない理由が何かあればお示しください。	d			既に回答したように、現状においても、自然的、社会的条件により公共用水域の環境基準の達成度が十分でない地域においては、地域の事情に応じて都道府県がより厳しい排水基準値を定めることができることとなっている。また、水質汚濁防止法では公共用水域の水質の汚濁を防止するために排水の濃度規制を実施しており、排水処理施設については、各事業場の営業形態や排水特性等に応じ、各事業者が排水基準値を達成するために必要な施設を設置することとなる。	z17005	国土交通省・環境省	排水基準の遵守の徹底、飲食事業におけるグリストラップ管理を徹底し廃油処理を再資源化について	5077	5077001					有限会社 KOMATSU 代表 小松 清	1	A	排水基準の遵守の徹底、飲食事業におけるグリストラップ管理を徹底し廃油処理を再資源化について	グリストラップは排水を行う全ての事業所に設置が義務付けられています。しかし飲食店事業者の規制の縛りは420平米以下は規制の対象外となっている為、殆どのグリストラップが建築申請上だけ存在している状態です。国内飲食店は80万軒有るとされていますがその殆どは規制の枠から外れた施設で、そこから流される排水は機能上十分な事量で槽内の腐敗が防止され、グリストラップの機能が戻り、浮上油が回収されています。現在、グリストラップの清掃を簡単に行えるシステムを開発(特許申請中)「クワッチャー」のネーミングで販売しています。清掃を行う人が臭気に悩まされず、簡単に清掃が出来ることと、排水の回収を再資源化の課題として取り組む事で、下水道の負荷の減少、公共費コストの削減、にります。更に東京湾や各河川等の環境に大きく貢献できると考えます。(別紙添付)環境にやさしいグリストラップ清掃について。	グリストラップ付き取り付の義務 建設省令第1537号 上記に準じ管役所の下水道施設に申請する。関係法令 水質汚濁防止法3条第1項 下水道法3条第1項 下水道法(生活環境に関する項目)に基準値を設けています。しかし検査は4.20平米以上の大型施設に限られている為、小型施設は保健所が食品衛生法を元に検査している。	日本において飲食店はチェーン店(JF加盟店)は10万店と云われています。その他飲食店はその8倍から10倍存在すると云われています。それら小規模店舗に対して適正な法令の遵守と浮上油の回収を再資源化の課題として取り組む事で、下水道の負荷の減少、公共費コストの削減、にります。更に東京湾や各河川等の環境に大きく貢献できると考えます。(別紙添付)環境にやさしいグリストラップ清掃について。
自動車NOx・PM法第12条、第14条、第19条	自動車NOx・PMに基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	c			平成17年度は自動車NOx・PM法の中間点検の年度であり、現在、中央環境審議会大気環境部会のもとに設置された自動車排出ガス総合対策小委員会において、自動車NOx・PM法の目標達成に向け、現行の施策の進捗状況等を踏まえて、今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について審議いただいているところ。小委員会においては、「流入車も含めた適合車への転換をどのように進めるのか」「対策地域の範囲をどうするか」についても検討課題とされている。	c			平成17年度は自動車NOx・PM法の中間点検の年度であり、現在、中央環境審議会大気環境部会のもとに設置された自動車排出ガス総合対策小委員会において、自動車NOx・PM法の目標達成に向け、現行の施策の進捗状況等を踏まえて、今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について審議いただいている。先般取りまとめた小委員会の中間報告においては、法人車対策については「引き続き検討を深めるべき」とされており、対策地域の範囲については「直ちに対策地域の範囲を拡大する必要はないものと考えられる」とされている。なお、中間報告については、平成17年12月26日・平成18年1月25日の1か月間、広く意見を募集(パブリックコメント)しているところ。小委員会での審議の状況を見守りつつ、これらの事項について今後検討したい。	z17006	環境省	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	5085	5085010			東京都	10	A	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	自動車NOx・PM法では車検制度によって、基準を満たさない車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、車検制度等の活用により効果的な取締り体制を構築し、地域外からの流入車等を規制の対象とすること、道路沿道等で環境基準が未達成の測定局があることを踏まえ、地方主要都市を含め対策地域を拡大することなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。 大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任として使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。	自動車NOx・PM法 大気汚染防止法	
廃棄物処理法第16条第3	国民、事業者、国及び地方公共団体に対して、廃棄物の排出抑制及び適正処理に必要な規制を行うことにより、生活環境保全及び公衆衛生向上を図っている。大気汚染	d			硫酸ピッチに関しては、人の健康や生活環境に重大な被害を生ずるおそれがあることから、平成16年に廃棄物処理法を改正し、硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定、定められた基準以外の保管や処分等の禁止、違反した場合の直罰の導入を行い、平成16年10月27日から施行している。	d			平成16年度の廃棄物処理法の改正で硫酸ピッチの保管基準等を強化した他、総務省においては、同年度の地方税法改正により、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲渡に関する罰則の厳格化等を盛り込んだことである。今後とも、これらの改正法の施行状況を把握しつつ、関係省庁と連携し硫酸ピッチ対策に引き続き取り組んでいきたい。	z17007	総務省・環境省	不正軽油対策	5085	5085011			東京都	11	A	不正軽油対策	不正軽油製造等を根絶するため、関係庁が一体となった実効性のある対策を講ずること。	不正軽油製造等を根絶するため、関係庁が一体となった実効性のある対策を講ずること。	平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ピッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税法改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲渡に関する罰則の厳格化等が盛り込まれた。 しかし現行制度では不正軽油を製造する行為や硫酸ピッチの不法譲渡を根絶することは極めて困難である。	地方税法 廃棄物処理法	
環境基本法第6条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、シクロヘキサンの4つの有害大気汚染物質等について設定されている。	b			粒径2.5μm以下の微粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度までの予定)全国的な長期曝露調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。	b			一方、PM2.5に係る新たな健康影響については、未だ未解明な部分が多いため、我が国においては、平成13年度から平成18年度まで、全国7都市において児童とその両親を対象とした大規模な疫学調査を実施しているところであり、当該調査に基づく(評価結果や諸外国の知見、動向をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。なお、調査結果を待たずに環境基準の改定を判断することはできない。	z17008	環境省	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	5085	5085012			東京都	12	A	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微粒子など微粒子(PM2.5)について環境基準を設定すること。	大気汚染防止法		

規制改革第6次提案 2次回答

Table with 15 columns: 該当法令, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), その他, 再検討要請, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 管理コード, 所管省庁, 要望事項(事項名), 要望主体(管理番号), 要望事項(管理番号), 分割番号, グループ化番号, 要望主体名, 要望事項(管理番号), 要望事項(管理番号), 具体的要望内容, 具体的事業の実施内容, 要望理由, 根拠法令等, その他(特記事項)

規制改革第6次提案 2次回答

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体(管理番号)	要望事項(管理番号)	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項(番号)	要望種別(規制改革A/B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	環境省 内部通達(平成14年7月1日) 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第35号)第1条の2	c		環境省においては、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各都府及び各地方公共団体に適用する統一な共通ルール策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。		省庁間での統一な対応を願いたい。	C		前回の回答同様、環境省においては、譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各都府及び各地方公共団体に適用する統一な共通ルール策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。	z17013	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。				本年6月に同要望を提出したが、各都府の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。	
	国家公務員倫理法	d (現行制度下で対応可能)		国家公務員倫理法の規定に基づき、倫理の保持を行う。						z17014	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつたから対応ではなく、コンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。			なし	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何れもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。
	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 環境省の所掌する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	d		環境省においては、開示請求書の提出(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)及び、ファイル記録事項の開示請求(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)等一部の手続について、電子署名を必要としない措置を講じている。それ以外の手続については原則として本人確認の手段として電子署名を必要としている。						z17015	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチベイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考えらる。現行のよに全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なくとされる手続きには公的認証なしで簡便に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえに、条件付ではあるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考えらる。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。			現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く(利用者を呼び込むために「簡易」に利用できる手続きへの見直し、仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		
		e		環境省では現時点において電子申告・電子納付が存在しない						z17016	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチベイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なコンプライアンス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各都府の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標額を明確化した計画立案と事後評価を確実に実行して欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					

規制改革第6次提案 2次回答

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(改革A/B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条及び第15条の3	欠格要件については、廃棄物処理法第14条において規定されており、申請者や許可業者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を受けることになる。	c	-	廃棄物処理法においては、廃棄物処理に対する国民の不信を解消し、廃棄物処理業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において廃棄物処理業、施設設置の許可要件を厳格化するとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正においても、欠格要件に該当した場合の取消しを義務化することとした。一方、本件要望以外にも、都道府県・処理業者団体等からも、欠格要件やその運用の一部について見直しを求めらる声も寄せられていることから、環境省において、学識者等からなる検討会を設け、廃棄物処理法の規制強化によるこれまでの実績を踏まえて、欠格要件及びその運用の検証・評価を行い、今後の在り方を検討しているところである。	前回答としており、環境省において、学識経験者等からなる検討会を設け、都道府県・関係業者及び団体等からその運用について意見を聞くなど検証・評価を行っているところである。見直しは必要等については、平成18年度を目途に結論を取りまとめるべく検討しているところである。なお、要望に「当該役員等に対する懲罰以上の刑の確定(少なくとも起訴時点)までに、当該役員等がその職を解かれたる又は退いた場合には、当該法人の許可に影響を及ぼさないこととすべき」とあるが、廃棄物処理法第7条第5項第4号が準用する同号の要件は、あくまでも同号に規定する役員及び政令使用人が「懲罰以上の刑に処せられたこと」が前提であり、それより前の段階で各地位を失っているのと認められる場合はこの要件には該当しない。	b(一部)e	-	217021	環境省	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	5144	5144037	(社)日本経済団体連合会	37	A	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業者を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。悪質な廃棄物処理業者に対する行政処分は処理業の許可の取消しが可能であり、主に施設の技術上の基準について審査する(法第15条の2)「廃棄物処理施設の許可」であり、「義務的取消し」とする必要がある。近年、製造業者が、生産施設等を利用して自己又は他者の廃棄物処理を行うために、廃棄物処理法上の要件に該当しない業者が取得しているケースがあり、そのため、欠格要件に該当した場合に自動的に許可が取消されることと、自ら廃棄物処理のために廃棄物処理施設の許可を有する製造業者は、廃棄物の自己処理ができなくなる、とりわけ、製造工程から廃棄物処理施設まで一連のプロセスになっている場合、製造業者等の事業活動そのものが継続できなくなる。全国に複数の事業所を有する製造業者においては、欠格要件が全事業所まで適用され、当該製造業者の生産活動に致命的な影響を与え、あるいは日本経済に少なからぬ影響を与える、また、生産施設を利用して他者の廃棄物も受け入れたる製造業者が行っている製造業者は、本邦の生産活動を弾力化すべきである。	「(左欄より) 全国に複数の事業所を有する製造業者においては、欠格要件の適用が全事業所に波及する。したがって、施設の許可まで「義務的取消し」とすると、廃棄物の適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されてしまう」とりわけ、その他(特記事項)欄で挙げた9つの環境関連法令違反について「義務的取消し」が適用されることについて、その他環境関連法令に違反し罰金刑を受けることが、暴行や暴行脅迫等処罰法又は暴行、傷害、脅迫などの刑法犯による罰金刑と同程度の扱いを受けることに対して、疑問がある。またその他環境関連法令は、製造業に従事する企業にとって、通常の事業遂行過程に密着しているケースであり、本来あってはならないことであるもの、過失や事故等によって法令違反を犯す可能性は否めない。このようなことから、環境関連法令違反について、違反法令に基づき(罰則)に加えて、廃棄物処理法の許可の義務的取消要件とすべきである。法人の役員または政令使用人が、交通事故等の私的な事故により、施設許可のみならず、業の許可についても「義務的取消し」の対象外とし、弾力化すべきである。	2005年5月12日付環境省産廃課長通知「行政処分の指針について」の発出により、一法人の許可取消がグループ会社から次々々々自動的に波及適用される事態が改善されたことは評価できる。						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項第1号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2号	「木(す) 建設業に属するもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにがら積みだんだものに限る。」と規定されている。	c	-	ご提案のように「地方公共団体の特長の事情で…処理することが困難である場合、等」にあっては、市町村が「廃棄物処理法第7条第1項又は第4項に規定する「許可」制度や、廃棄物処理法施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する。再生利用されること」が確保であると市町村長が認められた一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を要して行う者の「指定」制度等の既存の制度を活用することで対応可能であるものと考え。また、木(す)については、現在事業系一般廃棄物とされる廃木製(レット)を中心に、その排出実態や排出業者等のご意見を踏まえ、区分の見直しを検討することとした。	要望者より次のとおり意見が提出されている。 要望中の「地方公共団体の特長の事情で…処理することが困難である場合、等」は、既存の許可や指定に前記のものを含むほか、数十センチ以内で切断することや1回あたりの投入量を少量とすること等の引き取り条件があることにより、処理が迅速に進められない実態もある。木(す)の取扱いを検討することは評価できるが、今後の検討において、弾力的な運用が可能となるようにすべきである。	事業系一般廃棄物である木(す)の廃棄物の区分の検討については	-	217022	環境省	「木(す)の処理における廃棄物処理法上の取扱いの弾力化(新規)	5144	5144038	(社)日本経済団体連合会	38	A	「木(す)の処理における廃棄物処理法上の取扱いの弾力化(新規)」	(要望理由) 「木(す)は、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、市町村が責任を持って処理することが規定されているにもかかわらず、地方公共団体によっては処理能力を理由に引き取りを弾力化する一方、事業系一般廃棄物としてリサイクル可能な場合、また、確実にリサイクルできる場合、また、確実にリサイクルできない場合、また、事業系一般廃棄物として処理するに苦慮している。(右欄へ戻す)	「(左欄より) 電機機器等の製造業者や運送業者が使用後に不要となったパレット・コンテナ等に代表される、いわゆる「木(す)」については、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、地方公共団体が処理しきれない場合、指定業者による引き取り、引き取りに条件や量的な制限を設けたり、焼却炉の能力不足などを理由に引き取りを拒否するなどの状況が頻発している。また、市町村をまたいだ処理が困難であり、リサイクルしにくいのが現状である。							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2	再生利用認定制度により環境大臣の認定を受けた事業者は廃棄物の処理につき許可を有する必要がない。	d	-	廃棄物処理法第15条の4の2第2項が準用する法第9条の3第3項によれば、環境大臣が認定した者は、許可を必要とすることなく、収集運搬業、処分業を行うことができる。よって御要望については、措置済みである。	再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、処理業及び施設設置の許可を不要とする制度である。したがって、生活環境保全上支障が生じないことを担保するために、厳格な要件が定められており、認定を受ける者についても厳格な基準が定められている。かかる制度の趣旨から、認定の対象は申請者自身に限られ、委託により処理(運搬を含む)を行う者は含まれていない。そのため、輸送を他者へ委託するケースは本制度の範囲外であり、委託業者は廃棄物の処理を行う際、当然許可が必要となるものである。これについて許可を不要とすることは、上記の制度の趣旨に反するほか、御要望により不適正処理が行われおそれがあるため、御要望には応じられない。	c	-	217023	環境省	再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和(新規)	5144	5144039	(社)日本経済団体連合会	39	A	再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和(新規)	(要望理由) 「再生利用認定は主として「対象物」及び「処理方法」の認定であり、認定を受けた対象物は、再生された容器に回収してはならない。また、家庭用リサイクル法でも、回収運搬する行為については、廃棄物処理法上の収集運搬許可の取得を不要にすべきである。	(左欄より) 廃棄物処理法の特例制度である。産業廃棄物の再生利用認定制度では、環境大臣の認定を受けた再生利用業者は、廃棄物処理法の施設許可取得が免除されている。一方、再生利用業者の施設まで再生資源を運搬する行為については、廃棄物処理法上の収集運搬許可が必要となる。							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3	広域認定制度の対象となる事業者の考え方(別)製造業者の自らの製品において認定を認める制度である。	c(一部)d	-	広域認定制度は、拡大生産者責任(製品に対する生産者の責任を製品の使用段階にまで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることと抑制)リサイクル・適正処理を容易とする等、製品のライフサイクル全体にわたって適正に処理するという考え方に則ったものである。よって他社製品の回収を認めることは困難である。なお、当該認定制度では、回収後他社製品が混入している場合や、自社製品と他社製品を一体的に使用していた場合については、やむを得ず自社製品と他社製品が混合したもので、一連の処理工程において処理が可能な同一性状の他社製品であれば当該認定制度で回収することが可能であるとしている。また、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条及び第5条において、既に廃棄物処理の委託契約については、電子契約を締結できることとされているため、措置済みである。	要望者から下記のとおり意見が提出されており、意見を踏まえて、再検討願いたい。	c(一部)d	-	217024	環境省	広域認定制度における取扱いの明確化と手続の簡素化(新規)	5144	5144040	(社)日本経済団体連合会	40	A	広域認定制度における取扱いの明確化と手続の簡素化(新規)	(要望理由) パソコン及び周辺機器の回収現場では、下記のようなケースが多々発生している。自社製品の中に同一性状の他社製品が含まれる場合 「複数台のサーバーやパソコンの回収を依頼され、一部サーバーやパソコン、モニターが他社製品であった。回収した際に、回収現場から廃棄したいマルチベンダーからサーバー、パソコン、プリンタ等をまとめて処理を依頼したい」との要望があった。他社製品を含めた新品の販売入札条件として「ユーザーから廃棄時マルチベンダー機器の引取要求があった。製品リプレス時において不要となる製品を全て他社製品である場合ネットワークシステムの入れ替え(更新)に伴う自社製品の置き換え時に、古いパソコンやサーバーの引取を依頼されたが、それが全て他社製品であった。提出者から回収・処理委託のみを受け、製品が他社製品の認定を受ける際の、電子契約による委託契約の締結が困難である。	(左欄より) 「ユーザーから他社製品(パソコン)のみの回収を依頼された。環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 発行:「第2 広域認定制度の対象となる廃棄物」補足説明」製造業者が自ら製造、加工又は販売を行った製品と一体的に販売される他社製品や、当該製品と同一性状の他社製品を同時に回収しても適正に回収・リサイクルすることが可能である。他社製品を扱うことは可能とした場合に、排出物の利便性が向上するとともに、リサイクルの範囲拡大と効率化が促進される。他社製品についても回収できるよう、実情を踏まえた運用を行うべきである。							

